

## 令和2年度第2回習志野市社会教育委員会議 会議録

- 1 日 時：令和2年10月20日（火）午後2時から午後3時30分まで
- 2 開催場所：習志野市庁舎5階 会議室5-1
- 3 出席者  
【委員】：澤田 弘 委員長、合志 久恵 委員、藤木 信弘 委員、三浦 久美 委員  
三代川 誠一 委員、土井 浩信 委員  
【事務局】：塚本 将明 生涯学習部長、村山 典久 生涯学習次長、  
藤原 友哉 社会教育課長、三橋 智 生涯スポーツ課長、  
加藤 努 青少年センター所長、河栗 太一 中央公民館長、  
岡野 重吾 中央図書館長、妹川 智子 生涯学習部主幹（社会教育課）、  
石橋 寛 社会教育課管理係長、關 有助 社会教育課主査補、  
鶴岡 奈々 社会教育課副主査、村上 友規 社会教育課主事補

（欠席委員）：田尻 正代 副委員長、中台 雅之 委員

【傍聴者】：0人

## 4 会議内容

### 開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

（1）習志野市文化振興計画（案）について

第4 報告

（1）指定管理者候補者の選定について

【習志野市公民館（実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館）】

（2）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

第5 その他（事務連絡等）

### 閉会

## 5 配付資料

協議（1）習志野市文化振興計画（案）について

報告（1）指定管理者候補者の選定について

報告（2）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

## 6 議事内容

### 第1 会議録の作成等

「報告（１）指定管理者候補者の選定について【習志野市公民館（実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館）】」は、議決により非公開とすることに決定し、議事の進行上、協議（１）、報告（２）の審議後、報告（１）を審議することとした。

また、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課を記載のうえ、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開することを決定した。

### 第2 会議録署名委員の指名

委員長より合志久恵委員と三浦久美委員を指名し、決定した。

### 第3 協議

#### 協議（１）習志野市文化振興計画（案）について

澤田委員長：

協議（１）は、前回の会議において教育委員会から諮問された案件についての継続協議になる。事務局から説明をお願いします。

妹川主幹：

文化振興計画に関して、これまで審議会等で頂戴した意見をまとめた資料について説明させていただく。資料には、昨年度策定作業を始めてからいただいた意見の合計数と、今年度に入って、会議で計画案の審議を開始してから頂戴した意見を記載している。前回の会議でいただいた意見等により修正した箇所について、まず始めに説明する。

一番目の外国人との文化交流について、当初は外国人に限って、日本文化を体験できると記載していたが、日本文化に限らず様々な国の文化を体験できるようにという意見をいただき、多文化交流ができると修正をした。

続いて、「つくる」という言葉についてだが、「つくる」、「何かをつくる」というのは、文化活動に欠かせない、人間本来の興味深い活動で、よりどころとなる言葉であり、計画の中で取り入れた方がよいという意見があった。「文化に触れる」、「つなぐ」、「生かす」という３つの方向性の変更は行わなかったが、「つくる」という言葉をどこかに入れるべきと考え、「つくる」や、「制作」という言葉を付け加えた。

また、子供達が伝統文化に触れる重要性については、前回の会議でも多数意見をいただいた。文言修正は行わなかったが、いただいた提案については、具体的に組み込んでいく中で、実施していけるよう検討したいと考えている。

以降は公民館運営審議会及び文化財審議会でいただいた意見についてである。主なも

のとして、指標の設定について、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動が制限されており、今後どの程度この状態が続くかわからないが、指標はできるだけ柔軟に対応できる方がよいという意見をいただいている。指標の項目として、文化芸術を鑑賞した市民や、文化芸術活動をした市民の割合を設定しているが、これに代わる適当な項目が見つからず、当初設定した千葉県の文化振興計画の指標を参考にした数値から、少し修正して再設定している。続いて、文化財の展示や活動についてだが、文化財をもっと展示・活用したほうがよいという意見を多数いただいた。現在、文化財は、総合教育センターや、市役所ロビーを利用し、一部展示している。今後、資料館等の施設を建設するという事は考えていないが、計画案の文言を修正し、もっと文化財を知ってもらえるような表現とした。以上が、これまで頂戴した主な意見と修正点である。

これらの修正を反映した計画の概要について、前回の会議でも説明したが、今一度説明させていただく。計画の将来像は、生涯にわたる学びの推進のもと、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」とする。それを実現させる3つの方向性は、「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」とする。「文化に触れる」では市民の誰もが、身近に文化活動が出来るよう、きっかけ作りや活動の場の提供、または情報の提供をしていく。続いて「文化をつなぐ」では、これからを担う子供達が豊かな情操を育て、将来に渡って心の糧となるような、文化に触れるきっかけづくりや、交流を図って伝統文化を子供達に伝えていく、というような取り組みをする。最後の「文化を活かす」では、音楽、文化財、公民館活動、これら本市の特徴を、改めて特徴としてとらえて、活かすという取り組みをまとめている。以上3つの方向性のもと、関連する部署や関係する団体との連携を図りながら、具体的な取り組みに努め、本市の文化振興を進めていく。以上が、今現在の計画案の概要である。

続いて、パブリックコメントの実施について説明する。今まで審議会等の委員の御意見をいただいているが、広く市民から意見をいただくため、今現在の計画案を提示して、パブリックコメント手続きを実施する予定である。実施方法についてだが、実施期間としては来月11月半ばから約1か月間予定している。パブリックコメント案の公表方法は、市ホームページや市役所内、また市内公民館、図書館、コミュニティセンターなど、文化活動を行っている方が利用される施設でもこちらの案を閲覧できるようにする予定である。また、芸術文化協会の方々にもお知らせしていきたいと思っている。

最後に今後の予定は、パブリックコメントを実施した後、意見を反映するものは反映し、最終的な計画案をまとめていく。1月下旬頃、第3回社会教育委員会議を開催させていただいて、最終的な計画案をお示しするとともに、これまでに会議でいただいた意見を取りまとめて答申案を審議いただく予定である。なお、答申案については、まず事務局の方で委員長と相談しながら、一旦作成させていただき、各委員の皆様を確認していただいて、最終的にまとめていきたいと思っている。

文化振興計画案についての説明は以上である。

澤田委員長：

ただ今の説明について、質疑や御意見を伺う。

土井委員：

私は「つくる」という視点について意見を申し上げたので、それが活かされているが、改めて反映された案を見ると、誰もが文化に触れ、つくる機会の創出という部分に何か他の表現がないかと違和感を感じた。方向性1の他の施策は、語尾が「提供」という言葉で終わっている。方向性1は「文化に触れる～機会の提供～」となっているから、文言の最後は提供にするということで、文化に触れたり創出する機会の提供という具合にすれば、つくり出す、創出という言葉がいいイメージで出てくるので、じっくりくるかもしれないと、自分自身悩んでいる。

妹川主幹：

前回、土井委員からいただいた宿題だが、非常に頭を悩ませながら修正した。今、意見をいただいた表現の方が良いかと思う。

土井委員：

「誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供」でいかがであろうか。

澤田委員長：

他に御質問、意見はないだろうか。

合志委員：

まずは丁寧にわかりやすくまとめていただいて有難く思う。非常によい仕事をされているなど安堵している。たくさん取り組むべき事業が47事業挙げられているが、実際に既存の事業と、新規でこれから取り組む事業があると思うが、こういった割合でどういった事業をやるのか具体的に教えていただきたい。

妹川主幹：

まず15番の「文化関連のホームページの充実と情報の一元化」、こちらについては情報の一元化という部分で整理をして取り組んでいこうという最中で、新たに取り組むものになる。次に13番の「ICTを利用した文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供」、こちらは一部図書館で既に昔の写真をアーカイブということでやっているが、美術作品という分野では、習志野市が所蔵している作品が何点かあるが、そちらをホームページで見られるようにしたいということで動こうとしている。遺族の方の承認等が必要だが、

そういう計画をしている。多くの項目についても、実際少し取り組んでいる状況もあるが、計画を策定し充実させていこうと考えている。また、例えば 42 番の「地元大学と連携した公民館事業の実施」についても、現在より積極的に実施したいと考えており、31 番の「地域が一体となって行うコンサートの実施」についても、音楽のまちということで、既に各地区で実施されているが、趣味というよりももっと踏み込んで取り組んでいる方が沢山いるので、そういう方を活かして、例えば公民館で実施するロビーコンサートの方を紹介したり、可能であれば福祉施設などでも、そういう方を紹介して、高齢者に対してちょっとした音楽会、ミニコンサートみたいなものが実施できればいいと考えている。

合志委員：

既存でやっていることは基本に更にボリュームアップしてやるという事で理解した。

心配しているのは今年度新型コロナウイルスの影響で事業が出来なくなっていたり、今後実施方法を変えていくことを考えていかなければならない状況であるが、全く今回の計画案の中に新型コロナウイルスの影響について記載がない。やはり活動している方も、このまま活動が出来なくなるのではないかと疑問を持っている部分もあるかと思うが、その部分についてはどのように考えているか。

妹川主幹：

コロナ禍により各地域で活動できない状況で、教育委員会の行事などもほぼ中止という状況になっている。だが、昨日も芸術文化協会の会議に参加させていただいたが、出来ないながらもやれる範囲で個々に取り組みを始めている。コロナ禍でも、ケースバイケースという部分もあろうかと思う。計画の中ではなかなかそういった部分が落とし込めていない状況である。

合志委員：

私も考えたが、実際想定できない部分もあるため、具体的な施策部分ではなくとも、どこか前段の文章で提示していければいいと思う。

塚本部長：

委員の意見はよく分かる。不測の事態を計画に明記することは、市全体の部分に関わってくる部分もあるため、検討させていただく。計画は来年の 4 月以降 5 年間が実施期間という中、こういう状況でもあるので持ち帰らせていただきたい。

澤田委員長：

習志野は音楽のまちということで、小学校から高校に至るまで吹奏楽などは盛んであ

るが、吹奏楽は苦勞しながらもコロナ禍で練習ができるとか、合唱になるとほとんど出来ないとか、活動内容によって、やりたくても出来ないような、まあまあどうにかやれることがあるとか、この半年以上の間いろいろな部門で活動が変わってきた部分がある。私は歌を歌っており、やっと10月から声を出して歌える状況になったが、それまでは3ヶ月ハミングだけであった。ハミングがうまくなったと褒められたというメリットもあったが、そんな状態であった。日本古来の音楽もコロナ禍においても絶やしてはいけないもので、「文化をつなぐ」ということで、計画案上においても具体的な記載は何かあるのか。

妹川主幹：

22番の「伝統文化親子教室」の開催支援ということで、芸術文化協会の協力をいただいて、お花やお茶、着付け、お琴の教室なども毎年実施している。今年はこういった状況で、できていない状況ではあるが、その中でも親子教室は出来なかったけれども、昨年度、一昨年度やった親子教室から派生してお琴の子供向けサークルが出来ている。そちらのサークルは新たな事業として、コロナ禍ではあるが、伝統文化を絶やしてはいけないということで、正月に市役所のハミング階段を利用して、お琴のミニコンサートを子供達が主体となって計画を立てている状況である。今回は子供達に出演いただくが、文化振興ということで、年に何回か新型コロナウイルス感染症対策を工事ながら、ミニコンサートなどを市役所で開催できればいいと考えている。

土井委員：

あまり一般的でない文言については、注釈を入れた方が一般の市民にとってわかりやすいと思う。

澤田委員長：

他に意見はないので、次の議題に進みたいと思う。事務局においては本日いただいた意見を踏まえて、計画の策定を進めていただきたい。本件については次回の会議において答申案を審議する予定である。委員各位におかれては、気づいた点があれば事務局まで意見を寄せていただければと思っている。

#### 第4 報告

##### 報告（2）生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について

澤田委員長：

報告事項の（1）は非公開であるため、先に報告の（2）「生涯学習部所管施設の指定管理者モニタリング結果について」事務局から説明をお願いする。

村山次長：

それでは、報告事項（２）生涯学習部所管の指定管理者制度導入施設について、令和元年度における運営状況を評価したので、報告させていただきたいと思う。「生涯学習複合施設プラッツ習志野」、「習志野文化ホール」、「新習志野公民館」、中央図書館を除く市内「市立図書館４館」、最後に「スポーツ施設９施設」の評価表を資料としてお配りしている。指定管理者５者とも協定に従って適正にサービスが提供されており、またサービスが継続的に提供できるということの確認が取れたことから、いずれの事業者も総合評価については、基準点のＡ評価としている。

評価の方法は、各施設の指定管理者応募の際の仕様書、その後に教育委員会と事業者で締結した協定書、指定管理者から提出された事業計画書などに従ってサービスがしっかり提供されているか、施設の維持管理が適切に行われているか、サービスが継続的に安定的に提供できる状態にあるか、こういった視点で、各所管課において、各事業者から提出された事業報告書や実地調査、事業者とのヒアリング、利用者アンケート、これらを基に、各項目について確認している。

プラッツ習志野は、「習志野大久保未来プロジェクト株式会社」が指定管理を行っている。昨年１１月に開館して利用者から好評の声はいただいている一方で、施設の案内に対して改善を求める意見もいただいている。こういった意見に対しては、順次可能な範囲で対応しているが、今後も、いただいた意見を踏まえて課題として認識し、よりよい施設運営に向け更なる改善に取り組む必要がある、このように捉えて、９つの項目で要求水準に課題があるＢ評価としている。事業者に対してはこれら評価を踏まえた上で、引き続き施設の管理運営を適正に行うとともに市民サービスの向上に努めるよう指示をしているところである。

続いて習志野文化ホールの指定管理は「公益財団法人習志野文化ホール」が行っている。サービス向上の観点では、昨年度の台風１９号あるいは、新型コロナウイルス感染症にともなって２月、３月に臨時休館をしたが、それらの際の対応について、日頃から利用者との関係性も確立していることもあり、苦情やトラブルもなく、丁寧に適切に対応していることが確認できた。利用者の望む自主事業の実施においては、アンケートでの要望を受けて伝統芸能や落語などを幅広く実施し、来場者の満足度調査からも適切な事業選択であることがうかがえた。また経費の縮減については、見直しによって事務費の圧縮に取り組むとともに、施設の特性を活かすサービスの提供といった観点で、パイプオルガンの演奏会を始め音響効果を活かした質のよい音楽を手頃な価格で提供できるような自主事業に努めるなど意欲的に取り組んでいる。以上の点がＡ、Ａ＋の評価としているところである。

続いて新習志野公民館の指定管理は「株式会社オーエンス」が行っている。要求水準を上回る評価項目の主なもののうち、施設管理の観点では、令和元年度から清掃員を事

業者の方で直接雇用して、その間オーエンス所属の資格を持っている職員が直接指導、改善を行うようにしている。また、適正な職員配置の観点では、前年度に引き続いて仕様書水準を上回る社会教育主事資格を持つ職員を3名配置していること。サービスの向上の観点では、同じく仕様書水準を上回る年3回の公民館広報誌の発行の取り組み、更に利用者アンケートでは、職員の接客態度がよい、大変よいという回答が100%と利用者から高い満足度を得ている。この点を評価してA+としている。

続いて、中央図書館を除く東習志野、新習志野、藤崎、谷津図書館の指定管理は、「株式会社図書館流通センター」が行っている。サービス向上の観点では、スタッフを様々な研修に参加させて人材育成に努めており、利用者アンケートでは職員の対応等で高評価を得ている。また、施設の利用状況では貸出人数が増加している。自主事業においては、習志野市の昔の写真や絵ハガキをデジタル化して、インターネットで公開するなど新たな取り組みが確認できたことから、これらの項目についてA+の評価をしている。

最後にスポーツ9施設の指定管理者は「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」が行っている。施設管理、安全対策において利用者と一緒に設備、施設の備品の不具合を確認するなど、適切な安全管理をしていた。管理運営については、財団職員自らが、施設の修繕や草刈の対応を行うことで、経費の削減やスピーディーな対応がなされていることが確認できている。また生涯スポーツの普及育成においては、無償で財団職員の講師派遣を行って、スポーツの推進に取り組んでいることから、これらの項目についてA+という評価にした。

報告は以上である。

澤田委員長：

事務局から説明があった報告について、意見、質問はないか。

三浦委員：

習志野文化ホールの評価表のうち、「乳幼児、児童、障がい者、高齢者等多様な利用者の利用に対して配慮されているか」という項目について、実際に習志野文化ホールを利用して、合唱で満員御礼の状態のイベントだったが、受付やホールの仕事をした際、お年寄りが多くいた。もともと分かっている方は、打合せの段階で奥のエレベーターからという案内はあったが、そうではない一般の来場者は、階段で上の階まで上がることが大変困難だった。6人のメンバーで一人ずつ付いて奥のエレベーターに案内して、客席に誘導するということを繰り返した状態だった。随分先になると思うが、新たに文化ホールの建替えということを知っている。その際はバリアフリーに対する配慮ということをもう少し考えて欲しいと思う。今の状態でA評価というのは少し疑問が残る。また、JR津田沼駅や駐車場の方から来る場合のルートが分かりづらいとの声が多かった。その道筋が元気な方だったら昇り降りは平気だが、足の不自由な方や車椅子で



来られる方はどのようなルートで来たら習志野文化ホールまでたどりつけるのか、そういうお知らせがあってもいいのではないかと思われる。

妹川主幹：

文化ホールについては、エレベーターが裏側に行かなければならないという状況である。今回の指定管理の評価については、文化ホールのそもそもの設備等に対して指定管理者の責に帰することはできないと思っている。しかし運営面というところで、文化ホールの方でも、車椅子の方に対して事前にご連絡下さいというようなことを、ホームページ等でお知らせしているが、なかなかそれが実際利用される方に届いていないというところがあるというのが今の指摘であると思う。その点については、文化ホールも把握している部分もあるとは思うが、改めて周知案内については、丁寧にというような意見があったことを伝えたいと思う。

三浦委員：

貸し出しする時に、利用団体に必ずそのことを周知していただくよう伝えて欲しい。利用者はホームページで確認することはしないと思う。ピロティの前のスペース等でも、足の不自由な方や、車椅子の方はお声掛けくださいなど記載された看板があるといいと思う。

土井委員：

習志野文化ホールについて、公益財団法人習志野文化ホールは指定期間が令和2年3月31日までと記載されているが、更新がされているのか。

妹川主幹：

こちらは令和元年度の実績に対する評価であるため、平成27年4月から令和2年3月までの5年間の指定管理期間を記載している。今年度4月1日からは、更新され、同じく公益財団法人習志野文化ホールが指定管理者となっている。

合志委員：

プラッツ習志野については、初めての取り組みで試行錯誤されていると思う。受付と案内の改善をして欲しいという要望があったということだが、具体的にどういった点であるか。

藤原課長：

プラッツ習志野については、公民館、図書館、市民ホール、南館に体育館と、様々な施設が複合した施設になっており、案内に関して、例えばどちらが公民館でどちらが図

書館かなど、分かりづらいというお声が多かった。今ご指摘のあった文化ホールのように、各ロビーなどに案内を掲示するなど出来てない部分があったと考えている。そういった部分も勘案して、今後改善していこうという意味でB評価としている。

澤田委員長：他に質疑なしと認める。

## 第5 その他

澤田委員長：

続いて、日程第5、その他として事務局から連絡等があればお願いします。

石橋係長：

今後のスケジュールについて説明する。今年度の会議は、あと1回を予定している。次回の会議は1月下旬頃の開催予定となるので、調整して日程が決まり次第、ご連絡させていただく。以上である。

## 第4 報告

### 報告（1）指定管理者候補者の選定について

委員長：

報告（1）の審議については、非公開となる。それでは、報告（1）「指定管理者の候補者の選定について【習志野市公民館（実花公民館・袖ヶ浦公民館・谷津公民館）】」について、事務局から説明をお願いします。

河栗館長：

指定管理者候補者の選定について報告をさせていただく。まず指定管理者候補者の概要について、候補者名は「株式会社オーエンス」である。当該法人の設置目的は、地方自治法に定められる指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理等を行っている会社である。資本金の額は1億円で、事業実績としては千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県等近隣はもちろん全国各地の自治体で、指定管理者として公民館、コミュニティーセンター等の自治振興施設の管理運営を広く行っている事業者である。指定管理者候補者選定の結果について、申請者数は2者があり、うち1者が株式会社オーエンスである。選定理由としては、全国で公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした質の高いサービスが期待されるということ、また提案された内容からは、現状の定員配置を超える職員配置であったり、これまでのノウハウを活かした管理体制として、安定した公民館運営が見込める他、利用者からの意見や要望を積極的に採り入れ

た改善等を図り、各地域の状況や課題にあった多様な事業の実施が期待できるということである。以上から本市が求める要求水準を上回る優れた管理運営能力があると判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。指定期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としている。次に、簡単にこれまでの経過と今後のスケジュールについて説明させていただく。この選定にあたって、今年の6月15日から募集要項を配布させていただいた。その後、7月8日に応募者説明会を行ったが、9者から説明会の参加申し込みがあった。9者の方に説明した結果、8月7日まで申請を受け付けて、最終的に2者から指定申請があったということである。この2者を対象として9月16日に面接を実施し、提案内容についてのプレゼンと、こちらから質疑を行った。その後、10月7日に教育長がトップの教育委員会指定管理者候補者選定委員会で最終的に指定管理者の候補者を選定し、現在に至っているところである。今後のスケジュールであるが、明日10月21日に開催される教育委員会議においても同様に選定結果を報告するとともに、12月の市議会に当該候補者を指定管理者として指定する議案を提案するよう市長に申し入れる予定としている。12月の習志野市議会に議案を提案し議決されれば、指定管理者が正式に決まるということになる。その後1月から3月までは、基本協定書を締結した上で事務の引継ぎを行い、来年の4月からは、指定管理者による公民館の運営が始まるという流れとなる。

澤田委員長：

事務局から説明があった報告について、意見、質問を伺う。

三代川委員：

この3公民館は、今回から新しく指定管理者を株式会社オーエンスとするということで、今までは市の直営で運営していたということでしょうか。

河栗館長：

今までは市の直営として習志野市の職員が運営していたが、来年の4月からは、市議会の議決を経てからという前提だが、株式会社オーエンスの社員の方が公民館の運営を行うということになる。

澤田委員長：

他に質疑なしと認める。本日の日程は以上となる。これをもって令和2年度第2回習志野市社会教育委員会議を閉会する。